

包括信用購入あっせんに係る自主規制細則

(自動販売機の取扱い)

第1条 自主規制規則（以下「基本規則」という。）第3条第2項第1号の規定にかかわらず、個人（他に事業を営んでいる者を除く。）による一台目の自動販売機の購入に係る包括信用購入あっせん及び包括信用購入あっせんに係る販売の方法による販売については、基本規則の対象とする。

(支払方法の変更の取扱い)

第2条 二月払購入あっせんに係る受領契約の支払方法が、二月を超える期間の支払又はリボルビング方式による支払に変更された場合には、その変更後は包括信用購入あっせんとして、基本規則を適用することとする。

(基本理念)

第3条 基本規則第5条第1号イに定める事項に係る社内規則等は、法令等遵守及び適正な業務運営を経営の重要課題とする旨が定められていなければならない。

(経営陣の責務)

第4条 基本規則第5条第1号ロに定める事項として、会員の意思決定機関において次の各号に定める事項を決定する旨を定めなければならない。

- (1) 基本規則第5条第1号イ及びハに定める事項
- (2) 反社会的勢力に対する基本方針
- (3) 法令遵守に責任を負う役員及び部門責任者
- (4) 遵守すべき法令等
- (5) 遵守すべき内容及び適正な業務運営に関する内容を具体的に定めた社内規則等
- (6) 第4号及び前号に違反があった場合の違反者に対する制裁その他の実効性確保の措置

2 会員は、基本規則第5条第1号ロに定める会員の経営陣をして、健全な業務運営を行うための体制を確立させるとともに、法令等遵守を重視する企業風土を醸成させることに努めなければならない。

(反社会的勢力に対する基本方針)

第4条の2 会員は、前条第1項第2号に定める反社会的勢力に対する基本方針を、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の内容を踏まえて決定することとする。

2 会員は、前項の基本方針を社内外に宣言することとする。

(内部管理部門)

第5条 基本規則第5条第1号ハ(イ)に定める事項に係る社内規則等には次の各号に定める業務を行う旨が規定されていなければならない。

- (1) 支払能力調査、情報管理その他基本規則に定める業務を行う部署に対する定期的なモニタリングその他の措置
- (2) 業務遂行上で問題がある場合の改善策の策定、実施及び重大な問題についての経営陣への報告
- (3) 社内規則等の内容の適切性に関する定期的な見直し及び適正性の確保

2 前項において定める社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 内部管理部門の責任者
- (2) 内部管理部門の担当業務
- (3) 営業部門が内部管理部門を兼務する場合には、管理が機能するための措置

(内部監査部門)

第6条 基本規則第5条第1号ハ(ロ)に定める内部監査部門に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 監査の目的
- (2) 監査計画に関する事項
- (3) 監査の結果に基づく措置、及びその実施体制

2 会員の事業規模にかんがみて、独立性が担保された外部監査を利用することで、内部監査部門の設置に代えることができる。

(教育研修部門)

第7条 基本規則第5条第1号ハ(ハ)に定める教育研修部門に係る社内規則等には、役職員に対する割賦販売法並びに基本規則、細則の遵守の確保に関する教育研修計画を策定し、実施する旨が規定されていなければならない。

2 前項の研修においては、協会が行う研修又は同等の内容の研修に役職員を資格研修等に関する規則に定めるところにより参加させることとする。

(重大問題発生時の社内体制)

第8条 基本規則第5条第1号ハ(二)に定める社内体制に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 経営陣への報告
- (2) 所管行政庁その他の関係当局及び協会への報告及び届出
- (3) 事実関係の調査の方法
- (4) 消費者への対応
- (5) 再発防止策の策定及び実施
- (6) 情報開示
- (7) 内部通報者の保護

(取引条件に関する情報の提供)

第9条 基本規則第5条第2号イに定める事項に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 取引条件に関する情報の提供、広告に関する責任を有する部署及びその責任者
- (2) 取引条件に関する情報の提供の時期及び方法
- (3) 取引条件に関する情報の内容
- (4) 有効期間更新時における取引条件に関する情報の提供に関する事項
- (5) 取引条件の広告の方法

2 前項の社内規則等には、基本規則第3章に反する規定をしてはならない。

(包括支払可能見込額の調査等)

第10条 基本規則第5条第2号ロ(イ)に定める事項に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 過剰与信の防止に責任を有する部署及びその責任者
- (2) 包括支払可能見込額の調査の時期及びそれに応じた調査方法
- (3) 包括支払可能見込額の算定方法
- (4) 包括支払可能見込額調査及び包括支払可能見込額を超える極度額によるカード等の交付等の禁止に係る遵守状況の定期的な事後検証等
- (5) 前号の事後検証等により改善点が生じた場合の業務の見直しに関する事項
- (6) 調査記録の保存体制等に関する事項

2 前項第2号及び第3号に関する事項については、各会員において支払能力調査が適切かつ画一的に実施されるために、会員毎に明確な基準が定められていなければならない。

3 第1項の社内規則等には、基本規則第4章第1節に反する規定をしてはならないものとする。

(利用者支払可能見込額の算定等)

第10条の2 基本規則第5条第2号ロ(ロ)に定める事項に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 利用者支払可能見込額の算定及びその管理を行うための部署及びその責任者
- (2) 利用者支払可能見込額の算定及び管理に関する内部監査部署及びその責任者
- (3) 利用者支払可能見込額の算定の時期
- (4) 利用者支払可能見込額の算定方法
- (5) 利用者支払可能見込額の算定の手順
- (6) 利用者支払可能見込額の算定方法の妥当性を検証すること及び当該算定方法の見直しの基準
- (7) 前号に基づく業務の見直しに関する事項
- (8) 利用者支払可能見込額の算定及び利用者支払可能見込額を超える極度額によるカード等の交付等の禁止に係る遵守状況の定期的な事後検証等
- (9) 前号の事後検証等により改善点が生じた場合の業務の見直しに関する事項
- (10) 調査記録の保存体制等に関する事項

- (11) 利用者支払可能見込額の算定の実績等の経済産業大臣への報告に関する事項
- 2 前項第3号及び4号に関する事項については、各会員において支払能力調査が適切かつ画一的に実施されるために、会員毎に明確な基準が定められていなければならない。
- 3 第1項第4号に関する事項については、法第30条の5の4に定める認定、又は法第35条の2の3に定める登録の内容に合致していなければならない。
- 4 第1項の社内規則等には、基本規則第4章第2節に反する規定をしてはならないものとする。

(包括クレジット契約に関する情報の提供等)

- 第11条 基本規則第5条第2号ハに定める事項に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。
- (1) 包括クレジット契約に関する情報の提供に関する責任を有する部署及びその責任者
 - (2) 包括クレジット契約に関する情報の提供の時期及び方法
 - (3) 包括クレジット契約に関する情報の内容（利用規約等に定める事項を含む。）
 - (4) 利用規約等の変更時の措置
- 2 前項の社内規則等には、基本規則第5章に反する規定をしてはならない。

(契約の解除等の制限及び支払停止の抗弁)

- 第12条 基本規則第5条第2号ニに定める事項に係る社内規則等には、基本規則第6章に反する規定をしてはならない。

(個人情報保護)

- 第13条 基本規則第5条第2号ホに定める事項に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。
- (1) 情報の管理に責任を有する部署及びその責任者
 - (2) 別途定める個人情報保護指針に合致している情報の取扱い基準
 - (3) 個人情報の漏えい、目的外利用等を防止するための体制
 - (4) 情報管理を外部委託する場合、適切な監督を行うための基準、手続
 - (5) 情報漏えい、目的外利用が発生した場合の連絡体制
 - (6) 前号に定める場合適切な対応を可能にするための役員その他従業員への周知体制
- 2 前項第5号に定める連絡体制は、個人情報保護指針を参考に定めることとする。
- 3 第1項の社内規則等には、個人情報保護指針に反する規定をしてはならない。

(クレジットカード番号等の適切な管理)

- 第14条 基本規則第5条第2号ヘに定める事項に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。
- (1) 情報の管理に責任を有する部署及びその責任者
 - (2) クレジットカード番号等の適切な管理を行うための体制
 - (3) 情報管理を外部委託する場合、適切な監督を行うための基準
 - (4) 会員が包括信用購入あっせんに係る契約を締結した加盟店によるクレジットカード番号等の管理体制、漏えい等の場合の早期報告等のための指導を行う体制についての定期的な確認を行う旨
 - (5) 情報漏えいが発生した場合の関係先への連絡体制
 - (6) 前号に定める場合に適切な対応を可能にするための役員その他従業員への周知体制
- 2 前項第5号に定める連絡体制は、クレジットカード番号等の適切な管理に係る自主規制規則に基づいて定めることとする。
- 3 第1項の社内規則等には、クレジットカード番号等の適切な管理に係る自主規制規則に反する規定をしてはならない。

(業務の委託)

- 第15条 基本規則第5条第2号トに定める事項に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。
- (1) 委託先を適正に選定するための基準
 - (2) 委託先の業務状況の定期的な確認、改善要請その他適切な監督を行うための基準
 - (3) 委託先の行為に起因する消費者相談・苦情について、適切、迅速に処理するための体制
 - (4) 委託先が法令等に違反した場合の責任に関する事項
- 2 前項の社内規則等には、基本規則第7章第3節に反する規定をしてはならない。

(苦情の処理)

- 第16条 基本規則第5条第2号チに定める社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。
- (1) 苦情処理（苦情に基づく加盟店調査を含む。）に責任を有する部署及びその責任者
 - (2) 消費者が苦情処理担当窓口を把握できるようにするための措置

- (3) 苦情処理手続及び苦情処理部署（担当員を含む。）への周知の方法
- (4) 会員が行う業務に関し、協会から提供される苦情の適切な処理に関する事項
- (5) 自社に関し、自社以外に寄せられる苦情情報を定期的に把握する方法に関する事項
- (6) 苦情の内容及び重要性に基づき類型化するための合理的かつ適切な基準
- (7) 関係部門との苦情情報の共有及び重要な事例についての経営陣に対する報告に関する事項
- (8) 法による加盟店調査の契機となる苦情（消費者の利益の保護に欠ける行為に起因する苦情）以外の苦情について、対応措置の必要性の判断に関する事項
- (9) 経営陣の指揮による苦情処理体制についての定期的な検証、業務の見直しに関する事項
- (10) 調査記録の保存体制の整備に関する事項
- (11) 苦情処理に係る記録の分析による顧客対応や事務処理の改善、再発防止策の策定に関する事項
- (12) 協会が別途定める加盟店情報交換制度運営規則に基づく、加盟店情報交換制度への情報登録に関する事項

2 第1項の社内規則等には、基本規則第7章第4節に反する規定をしてはならない。

（指定信用情報機関の利用等）

第17条 基本規則第5条第2号りに定める事項に係る社内規則等には、次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 指定信用情報機関の利用等に関する責任を有する部署及びその責任者
- (2) 会員が保有する基礎特定信用情報の指定信用情報機関への提供に関する事項
- (3) 指定信用情報機関の利用等に関する同意取得に関する事項
- (4) 指定信用情報機関の利用等における目的外利用の禁止に関する事項

2 第1項の社内規則等には、基本規則第8章に反する規定をしてはならない。

（包括信用購入あっせんに係るその他の業務に関する措置）

第18条 基本規則第5条第2号又に定める事項に係る社内規則等には、適正な債権管理のための措置として、基本規則第71条に定める内容が定められていなければならない。

（取引時確認等に関する措置）

第19条 基本規則第5条第2号ルに定める措置に係る社内規則等には、犯罪による収益の移転防止に関する法律に係る次の各号に定める事項が規定されていなければならない。

- (1) 取引時確認等及び経済産業省が定める「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）に記載された措置に責任を有する部署及びその責任者の設置
- (2) クレジットカード等を交付等するときにおける、取引時確認の確実な実施に関する事項
- (3) 使用する取引時確認資料、及び取引形態ごとの取引時確認方法に関する事項
- (4) 取引時確認記録及び資料の保存（取引記録等の保存も含む）に関する事項
- (5) 疑わしい取引の届出の実施に関する事項
- (6) 前号の届出の方法に関する事項
- (7) 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に記載された措置に関する事項
- (8) 取引時確認等及び前号の措置を的確に行うための措置に関する事項

（反社会的勢力の定義）

第19条の2 基本規則第5条の2に定める反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する集団又は個人をいう。

- (1) 次の属性に該当する集団又は個人
 - イ 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - ロ 暴力団員（暴力団の構成員）及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ハ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）
 - ニ 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業）

- ホ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - ヘ 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - ト 特殊知能暴力集団等（イからへに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）
 - チ イからトに掲げるもの（以下「暴力団員等」という。）の共生者（暴力団員等の資金獲得活動に乗り、又は暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者（暴力団員等が経営を支配し、又は経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者））
 - リ その他イからチに準ずる者
- (2) 次の行為を行う集団又は個人
- イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ホ その他イからニに準ずる行為

（反社会的勢力の排除に係る社内規則等）

第19条の3 基本規則第5条の2に定める事項に係る社内規則等には、次の各号に定める事項を規定することとする。

- (1) 反社会的勢力の排除に関する対応に責任を有する部署及び責任者
 - (2) 契約締結後に反社会的勢力と判明した場合及び反社会的勢力の不当要求があった場合の社内の連携に関する事項
 - (3) 外部専門機関との連携に関する事項
 - (4) 反社会的勢力の不当要求があった場合の警察への通報に関する事項
 - (5) 自社株の取引状況の確認に関する事項
 - (6) 反社会的勢力に関する情報の管理等に関する事項
 - (7) 関係遮断に関する事項
 - (8) 研修に関する事項
 - (9) 反社会的勢力に対する被害の防止に関する業務の検証に関する事項
- 2 前項第2号には、契約締結後に反社会的勢力と判明した場合及び反社会的勢力から不当要求があった場合の状況を、代表取締役等の経営責任者と速やかに情報共有を図る旨が規定されていなければならない。
- 3 第1項の社内規則等には、基本規則第5条の3から第5条の6に反する規定をしてはならない。

（反社会的勢力に関する情報の収集）

第19条の3の2 基本規則第5条の3に定める反社会的勢力に関する情報の収集は、自社で収集する方法に加え、以下のいずれかの方法によることとする。

- (1) 全国暴力追放運動推進センターが保有する反社情報を利用する方法
 - (2) 協会等が蓄積する情報であって、全国暴力追放運動推進センターの情報と同等又はそれ以上の情報を利用する方法
- 2 会員がグループを構成する1社である場合は、グループ内での反社会的勢力に関する情報の共有に努めることとする。
- 3 会員は、反社会的勢力に関する情報を、随時更新することとする。

（反社会的勢力との関係解消のための措置）

第19条の3の3 基本規則第5条の4の2に定める措置は、利用者の状況等により、次の各号に定める場合ごとに、当該各号に定める措置をとることとする。

- (1) 利用者が反社会的勢力であると認知した場合
法的な手続きを含め、反社会的勢力との関係の解消のための措置
 - (2) 利用者が反社会的勢力であると推認した場合
要監視先として引き続き請求を継続するとともに、契約違反が発生した場合は速やかに反社会的勢力との関係の解消のために措置をとるなど、法令、契約に定める範囲内で、将来の関係解消に向けた措置
- 2 会員は、前項の措置をとるにあたっては、次の各号に定める事項を勘案して関係解消のための方針を定め、適切に対応しな

ればならない。

- (1) 役職員の生命・身体の安全の確保
- (2) 警察の協力の有無
- (3) 取引の相手方の反社会的勢力の該当性の確度
- (4) 債権の回収の極大化

(反社会的勢力が行う行為の例示)

第19条の4 基本規則第5条の5第1項に定める反社会的勢力が行う行為又は行った行為に該当する事例としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- (1) 暴力的不法行為等
- (2) 当該規制対象者が暴力団員である場合において、当該規制対象者の所属する暴力団の威力を示して行う暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第9条各号に掲げる行為
- (3) 暴力団員が当該暴力団員の所属する暴力団の威力を示して行う法第9条各号に掲げる行為を行っている現場に立ち会い、当該行為を助ける行為

(電子情報処理組織を使用する方法の基準等)

第19条の5 基本規則第7条第1項第2号イ(ロ)において、利用者が使用する電子計算機に備えられたファイルに記録するとは、利用者が当該ファイルをダウンロードできる機能を備えていることで足りる。

2 基本規則第7条第1項第2号イ(ハ)に規定する顧客ファイルは、専ら利用者の用に供されるものをいい、ID及びパスワードでログインする方法にあっては、いわゆるログイン前のページは含まない。

(電子情報処理組織を使用する方法の基準等)

第19条の6 基本規則第7条の3第1号に規定する書面の作成は、利用者が閲覧している画面を印刷できることで足りる。

2 基本規則第7条の3第3号に規定する閲覧ファイルを閲覧するのに必要な情報は、顧客ファイルの利用者が容易に閲覧可能な範囲に閲覧ファイルのURLや、当該情報が格納されたQRコードを記載することで足りる。

(確実な情報提供のための通知の留意)

第19条の7 基本規則第7条の4第2号の通知をするときは、以下に留意して行うこととする。

- (1) 書面や電子メール等の利用者が通知を容易に認識することができる媒体で通知すること。
- (2) 前号の媒体が複数あるときは、より早期に利用者が認知できる媒体とすること。
- (3) 情報提供に用いる方法を示すこと。

(一部事項の書面交付時の対応)

第19条の8 基本規則第7条の5第1項第2号において、基本規則第6条に規定する情報の一部を書面の交付以外の方法で情報提供しているときは、当該一部の情報について書面を交付すれば足りる。

(分割払い等に係る実質年率の小数点第2位以下の取扱い)

第20条 基本規則別表1-①ハに定める実質年率について、その小数点第2位以下を原則として四捨五入したうえで、表示をする。ただし、会員の判断により、切上げ又は切捨てによる表示をすることもできるものとする。

(その他の項目の例示)

第21条 基本規則別表1-①へに定めるカード等の利用に関する事項には、例えば、以下のような項目が含まれる。

- (1) カード盗難保険に関する事項
- (2) 年会費に関する事項
- (3) カード等の保管、管理に関する事項
- (4) カード等が第三者によって利用された場合の利用者の責任に関する事項
- (5) 取引条件の変更に関する事項（利用規約の変更、手数料の変更等）

(リボルビング払いに係る実質年率の小数点第2位以下の取扱い)

第22条 基本規則第9条第3号に定める実質年率の表示については、第20条に定めるところによる。

(取引条件の事前開示について)

第23条 基本規則第12条に定める取引条件の事前開示は、カード等の利用規約を表示すれば足りることとする。

2 会員において、カード等の利用規約が複数あるときは、代表的なものを表示することとする。

(広告の定義)

第24条 基本規則第13条第1項に定める広告とは、不特定の顧客を誘引するための表示をいい、マスメディアを媒体とするもののほかチラシや店頭に表示しているものも含む。

2 同項に定める取引条件について広告をするときは、単に包括信用購入あっせんを取扱う旨の広告はこれに当たらないが、基本規則別表1に掲げる取引条件について一つでも広告する場合には、これに該当する。

(調査における個人情報保護上の留意点)

第25条 会員は、包括信用購入あっせん以外の業務において基本規則第14条各号の事項に係る情報を収集している場合に、当該情報収集の際に通知又は公表した利用目的を踏まえ、包括支払可能見込額の調査のための利用をなし得るか否かに留意することとする。

(申告以外の年収調査の方法)

第25条の2 基本規則第16条に規定するその他の適切な方法には、以下の方法が含まれる。

- (1) 次条に定めるところにより合理的に推定する方法
- (2) 申告に相当する適切性、合理性が認められる方法

(年収の推定)

第26条 会員は、次に定める場合は、利用者の年収を推定することができる。

- (1) 利用者からの申告を受けることができない場合
- (2) 利用者が申告した年収額に合理性がないと認められる場合

2 会員は、利用者の年収を推定するときは、申告を受けた年齢、勤務先等の情報により、公的機関等が公表する年収等に係る統計資料等を用いるなど、合理的な方法によることとし、具体的な算定方法をあらかじめ社内規則等に定めておかなければならない。

(預貯金の調査の留意点)

第26条の2 会員は、預貯金等を調査する場合は、当該事項の申告が任意である旨を明示した上で、利用者の支払可能見込額が不足するおそれがあると認めていることを前提に、申込時に預貯金等の申告を受けることとする。

(信用購入あっせんに係る債務の支払状況の意義)

第27条 基本規則第18条第1号及び第2号に定める信用購入あっせんに係る債務とは、包括クレジット契約及び個別信用購入あっせん関係受領契約（以下「個別クレジット契約」という。）に係る債務をいう。

2 基本規則第18条第3号に定める信用購入あっせんに係る支払履歴及び遅延とは、包括クレジット契約及び個別クレジット契約に係る支払履歴及び遅延をいう。

3 基本規則第18条各号に定める事項のうち、利用者に係る自社の信用購入あっせんの債務については、指定信用情報機関が保有する情報のほかに、会員が定める方法により把握した調査時点の支払の状況を調査することに留意することとする。

(特定配偶者)

第27条の2 基本規則第21条第2項に規定する特定配偶者は、その収入が配偶者控除を受けることができる給与年収に相当する額以下の者とする。

(年収等調査のその他の適切な方法)

第28条 基本規則第21条の2に定めるその他の適切な方法とは、例えば、次のような方法が考えられる。

- (1) 年収においては、第25条の2に定める方法及び利用者が特定配偶者の場合は、特定配偶者から申告を受ける方法
- (2) 支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あっせんに係る債務においては、合算対象者が債務保証を行う場合で、当該合算対象者の指定信用情報機関を利用することの同意をもって当該機関の情報を確認する方法

(合算同意の取得方法)

第28条の2 基本規則第21条の3に定めるその他の適切な方法とは、以下の方法をいう。

- (1) 基本規則第15条第2項各号に規定する方法
- (2) 当該利用者に係る合算対象者との連帯保証契約の締結

(更新調査の起算日)

第29条 基本規則第22条第2項に定める更新しようとする日は、会員が更新の作業を行う日として、あらかじめ社内規則等で定める日とする。

(一時的増額をしようとする場合の確認)

第30条 基本規則第27条第1項において確認する一時的増額の目的には、例えば、以下のような事例が該当すると考えられる。

(1) 基本規則第27条第1項第1号に定める場合

- イ 海外旅行
- ロ 鉄道の定期券購入
- ハ 引越し
- ニ 自動車購入用の頭金

(2) 基本規則第27条第1項第2号に定める場合

- イ 結婚式
- ロ 葬儀

2 基本規則第27条第1項に定める利用先加盟店の名称に相当するものには、例えば、以下のようなものが該当すると考えられる。

- (1) 海外旅行等、複数の加盟店での利用が想定される場合 利用が想定される一定の範囲（地域）
- (2) 利用者に加盟店名を確認することができなかった場合 当該加盟店の業種

(付随カードの例示)

第31条 基本規則第29条に定める付随カードとは、本カードと関連づけて交付等されたカード等であって、以下の条件をすべてみたすものをいう。

- (1) 本カードが解約（利用者による自己解約や事業者による解約を含む。）されると、付随カードも解約される。
- (2) 支払可能見込額調査による本カードに係る与信限度額（正当な理由があつて支払可能見込額調査を行っていない場合は本カードに係る極度額）の範囲内でのみ利用される。
- (3) 本カードの交付等の理由となっている契約の相手方と付随カードの交付等の理由となっている契約の相手方が同一である。

2 付随カードには、例えば、以下のようなカード等が該当しうると考えられる。

- (1) 家族カード
- (2) ETCカード
- (3) 後払い方式による少額支払用ICカード等

(再発行の事由等の例示)

第32条 基本規則第30条に定める再発行とは、当該カード等の発行主体及び当該カード等における包括信用購入あっせんに係る機能を変更することなくカード等を利用者に改めて交付等することをいう。

2 前項に定める再発行に該当する事例としては、例えば、以下のような原因に基づくカード等の交付等が考えられる。

- (1) カード等の紛失
- (2) カード等の盗難
- (3) カード等に係る情報流出による不正使用発生の懸念
- (4) カードの磁気若しくはICチップにおける異常発生
- (5) カードの汚損若しくは破損
- (6) 会員による券面デザイン変更時において、当該カードの有効期限内に利用者が切り替えを希望した場合
- (7) 提携カードの提携解消時における、プロパーカード等への切り替え

(複数枚のカード等の交付等における極度額設定)

第33条 基本規則第34条第3項に規定する同一の利用者に交付等する複数のカード等の利用額の管理は、次に定めるいずれかの方法によることとする。

- (1) それぞれのカード等に付された極度額の総和が、基本規則第34条第1項に定める額を超えないようにする方法
- (2) 利用者がそれぞれのカード等により利用できる額の総和が、基本規則第34条第1項に定める額を超えないようにする方法

2 前項により、会員が既にある利用者に対してカード等を交付等している場合であつて、当該利用者に対して新たにカード等を交付しようとするときの対応は、次に定める通りとする。

- (1) 既に当該利用者に対して交付等しているカード等、及び、新たに交付しようとしているカード等により、当該利用者が利用できる額の総和が、その時点において算定した基本規則第34条第1項に定める額を超えることとなる場合は、新たなカード等の交付等ができない。
- (2) 既に当該利用者に対して交付等しているカード等、及び新たに交付しようとしているカード等に係る当該利用者が利用できる額

の総和が、その時点において算定した基本規則第34条第1項に定める額を超えない範囲において、新たなカード等の交付等ができる。

(記録項目に係る補足)

第34条 基本規則第39条第1項第1号ハに定める事項のうち信用購入あっせんに係る債務の支払の状況については、次の各号に掲げる項目を記録することとする。

- (1) 自社の信用購入あっせんに係る債務の残高
- (2) 自社の年間請求予定額
- (3) 自社の信用購入あっせんに係る債務の支払履歴

2 基本規則第39条第1項第1号ハに定める指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行った調査の結果については、次の各号に掲げる項目を記録することとする。

- (1) 年収が推定の場合は、申込者から申告を受けた勤務先
- (2) 他社の信用購入あっせんに係る債務の残高
- (3) 他社の年間請求予定額
- (4) 他社の信用購入あっせんに係る債務の支払履歴

(情報提供の時期)

第35条 基本規則第40条第1項に基づき、「遅滞なく」情報提供するときは、個々の包括クレジット契約に係る事務処理等の手続を遅れることなく行っただけで提供することで足りることとする。

2 基本規則第40条第2項に基づき、「あらかじめ」情報提供するときは、各回の弁済金の支払時期及び支払額を、毎月の支払日前に情報提供するなど、現実に支払請求をする時点までに提供することで足りることとする。

(債務の弁済費用等)

第36条 基本規則第44条第2項第1号に定める費用は、可能な限り具体的な金額を情報提供し、かつ、費用及び金額は、社会通念上相当な範囲を超えないこととする。

(早期完済に係る手数料)

第37条 基本規則第44条第2項第3号の場合において、会員所定の事務手数料を徴収する場合は、その額又は割合を提供することとする。

(電磁的方法による催告の同意等)

第37条の2 会員は、基本規則第47条の2第1項第2号に規定する電磁的方法による催告の承諾を取得するときは、その用いる電磁的方法の種類及び内容について、次の事項を示して、書面又は電磁的方法により承諾を得なければならない。

- (1) 種類 基本規則第47条の3第1号のうち、会員が使用するもの
- (2) 内容 ファイルへの記録の方式

2 会員は、前項の承諾を得た場合でも、購入者等から書面又は電磁的方法により、基本規則第47条の2第1項の催告を電磁的方法により受けない旨の申し出があったときは、電磁的方法による催告をしてはならない。ただし、購入者等が再び承諾した場合は、この限りでない。

3 購入者等に対して基本規則第47条の2第1項第2号に基づいて電磁的方法により催告を行った場合であって、当該催告が到達しなかった場合は、購入者等から前項本文の申し出があったものとする。

(支払停止の抗弁事由がある場合の引落し代金相当額の返還)

第38条 基本規則第49条第1項第1号に定める調査の結果、申出の事由が存すると認められた場合であって、金融機関の自動引落しの約定により当該申出が行われた日以降当該商品等に係る債務の支払分の引落しが行われたときは、当該支払分を購入者等に対し返還することとする。ただし、事務処理上の返還手続きがされている間において、抗弁事由が解消された場合は、この限りではない。

(リボルビング払いに係る抗弁への対応)

第39条 基本規則第49条第1項第3号にかかわらず、購入者等からの抗弁の申出がリボルビング払いに係るものであるときは、当該抗弁事由の存する商品等の代金相当額をリボルビング払いに係る債務の残高から控除した額を基に算出した支払分については請求することができることとする。

(特定継続的役務提供契約に係る抗弁の接続)

第40条 会員は、特定商取引法第49条第1項、第3項及び第5項に定める特定継続的役務提供契約の中途解約の申出に係る支払停止の抗弁の申出については、当該中途解約につき合意がなされた場合であっても、当該合意に基づく購入者等への解約清算

金の返還が行われるまでの間は抗弁事由が存するものとして、当該購入者等へ支払請求を行わないこととする。

- 2 前項にかかわらず、購入者等の同意が得られた場合は、既に提供を受けた役務に係る代金相当額について、支払を請求できることとする。

(クレジットカード番号等の範囲)

第41条 基本規則第52条におけるクレジットカード番号等には、包括信用購入あっせんによるカード等のほか、その利用から支払までの期間が二月を超えない範囲内のクレジットカード等を含むものとする。

(所要の措置の具体例)

第42条 基本規則第56条第1項に定める所要の措置については、例えば、委託先に対する委託業務の遂行に関する定期又は随時の報告徴求等が考えられる。

- 2 基本規則第56条第2項に定める所要の措置については、例えば、以下のような事例が考えられる。

- (1) 委託先の追加
- (2) 委託先との委託契約内容の変更
- (3) 委託先との委託契約の解除

(苦情の発生要因の考え方)

第43条 基本規則第60条第1項第3号に定める行為は、協会が行う加盟店情報交換制度において定める利用者の保護に欠ける行為の定義に準ずるものとする。

(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者への通知の時期)

第43条の2 基本規則第60条の2の通知は、基本規則第60条に定める判別に先立って、基本規則第60条の2第1項各号のおそれがあると認めて通知したときは、判別後に改めての通知には及ばない。

(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が不明の場合の措置)

第43条の3 会員は、基本規則第60条の2に定める苦情の内容の通知先であるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者を、購入者等からの申出の内容等から特定できないときは、協会の苦情情報連携制度の活用その他のクレジットカード番号等取扱契約の状況に応じた適切な方法による措置を講ずることとする。

(基礎特定信用情報の提供の時期)

第44条 基本規則第64条第2項及び第3項における基礎特定信用情報は、指定信用情報機関に対して、少なくとも月1回の周期で提供することとする。

- 2 基本規則第64条第3項における基礎特定信用情報の提供は、以下の場合に終了するものとする。

- (1) 割賦残高がなくかつ包括クレジット契約が終了した場合
- (2) 法的に債務が消滅した場合

- 3 前項各号に該当する場合は、基礎特定信用情報の提供を終了する旨を加入指定信用情報機関に登録することとする。

(本人確認書類)

第45条 基本規則第65条第2号に定める本人確認書類は、次の各号に定めるものに限る。

- (1) パスポート・船舶観光上陸許可書
- (2) 運転免許証又は運転経歴証明書
- (3) 在留カード又は特別永住者証明書

(登録の単位)

第46条 基本規則第65条第4号及び第5号に定める事項は、カード等ごとに千円単位によるものとする。

(複数の支払方法に係る対応等)

第47条 基本規則第65条第4号及び第5号に定める事項について、複数の支払方法（分割払い、リボルビング払い、ボーナス一括払い等）があるときは、それらを合算した額とする。

- 2 前項の額及び基本規則別表7の項番9に規定する支払遅延の有無には、二月払い購入あっせん取引を含めないものとする。

(同意の取得等における電磁的方法)

第48条 基本規則第68条における電磁的方法は、省令第120条によるものとする。

(公表の方法)

第49条 基本規則第70条第1項に定める公表は、広く一般に知りうる状態になっていることをいい、例えば、以下のような方

法が考えられ、これらのいずれかの方法により行われていけば足りることとする。

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 店頭、事務所内へのポスター掲示
- (3) パンフレットの備付け

(利用者を威迫する言動の例示)

第50条 基本規則第71条第1号に定める利用者を威迫する言動に該当する事例としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- (1) 暴力的な態度をとること
- (2) 大声をあげ又は乱暴な言葉を使用すること
- (3) 正当な理由なく多人数で訪問すること
- (4) 利用者を威迫するような内容の書面を送付し、又は電報を送達すること

(利用者の私生活又は業務の平穩を害する言動の例示)

第51条 基本規則第71条第2号に定める利用者の私生活又は業務の平穩を害する次のような言動に該当する事例としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- (1) 正当な理由なく、午後9時から午前8時まで、その他不適當な時間帯に、又は反復若しくは繼續して利用者を訪問し又は電話で連絡し若しくは電報を送達すること
- (2) 利用者が返済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に定める時間帯以外の時間帯に、利用者を訪問し又は電話で連絡し若しくは電報を送達すること
- (3) 利用者の包括クレジット契約に関する事実その他利用者のプライバシーに関する事実を利用者以外の者に明らかにすること
- (4) 正当な理由なく、利用者の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問し又は電話で連絡し若しくは電報を送達すること
- (5) 利用者を訪問した場所において、利用者から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと

(改廃)

第52条 本細則の改廃は自主規制委員会の決議を経て行う。

- 2 自主規制委員会は、前項により改廃を行ったときは、理事会にその内容を報告しなければならない。

附則

第1条 本細則は、平成21年12月1日から施行する。

第2条 第10条及び第4章の規定は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の第4条施行の日までの間は適用しない。

第3条 第17条及び第8章の規定は、法に基づく指定信用情報機関が指定を受けた時前までの間は適用しない。

2 前項にかかわらず、次の各号に掲げる項目等については、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の第4条施行の日までの間は適用しない。

- (1) 割賦販売法施行規則附則第9条の規定により、第17条第1項第2号に定める事項のうち基本規則第69条第6号に定める項目に係る事項
- (2) 第49条第2項に定める事項

3 第1項にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、基礎特定信用情報のうち当該各号に掲げる事項について加入指定信用情報機関に提供を行わないことができる。ただし、この場合において、これら事項を得るように努め、当該事項を得たときは遅滞なく加入指定信用情報機関に当該事項を提供しなければならない。

- (1) 割賦販売法施行規則附則第7条により、基本規則第68条第1項に定める情報が法に基づく指定信用情報機関が指定を受けた時前の情報の場合
別表5の項番5から項番7に掲げる事項
- (2) 割賦販売法施行規則附則第8条により、基本規則第68条第2項に定める場合であって、法に基づく指定信用情報機関が指定を受けた時前にカード等を交付等した利用者によるカード等の利用が同指定を受けた後に行われた場合
別表5の項番5から項番7に掲げる事項

附則(平成24年12月1日)

1 中長期在留者が所有する外国人登録証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまで、細則62条第1項第11号に定める在留カードとみなす。

- (1) 永住者 平成27年7月8日まで（平成24年7月9日に16歳未満の者は、平成27年7月8日又は16歳の誕生日（当該外国人の誕生日が2月29日であるときは、当該外国人のうるう年以外の年における誕生日は2月28日であるものとみなす。以下同じ。）のいずれか早い日）
 - (2) 特定活動により在留期間を付与されている者 在留期間の満了の日又は前号に定める日のいずれか早い日
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者 在留期間の満了の日（平成24年7月9日に16歳未満の者にあつては、在留期間の満了の日又は16歳の誕生日のいずれか早い日）
- 2 特別永住者が所有する外国人登録証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまで、細則62条第1項第11号に定める特別永住者証明書とみなす。
- (1) 平成24年7月9日に16歳未満の者 16歳の誕生日
 - (2) 平成24年7月9日に16歳以上の者であつて、次回確認（切替）申請期間が平成27年7月8日までに到来する者 平成27年7月8日
 - (3) 次回確認（切替）申請期間が平成27年7月8日より後に来る者 次回確認（切替）申請期間の開始となる日

附則（平成25年4月1日）

本細則は、平成25年4月1日から改正施行する。

附則（平成25年5月15日）

本細則は、平成25年4月1日から改正適用する。

附則（平成26年4月25日）

本細則は、平成26年4月25日から改正施行する。

附則（平成29年1月1日）

本細則は、平成29年1月1日から改正施行する。

附則（平成30年6月1日）

本細則は、平成30年6月1日から改正施行する。

附則（平成30年11月30日）

本細則は、平成30年11月30日から改正施行する。

附則（平成30年12月6日）

本細則は、平成30年12月6日から改正施行する。

附則（令和元年9月24日）

本細則は、令和元年9月24日から改正施行する。

附則（令和2年12月14日）

本細則は、令和3年4月1日から改正施行する。

ただし、第45条に係る改正は、令和2年10月1日から改正適用する。

附則（令和3年3月3日）

本細則は、令和3年4月1日から改正施行する。

附則（令和5年3月13日）

本細則は、令和5年4月1日から改正施行する。

附則（令和6年3月11日）

本細則は、令和6年4月1日から改正施行する。